



経営者大型総合保障制度総合型V *Premium*

マネジメントガード®

(ベーシック傷害保険 会社役員賠償責任補償特約)

経営者大型総合保障制度は、法人会または納税協会の会員企業のみが加入できます。
マネジメントガードは、AIG損保の登録商標です。

2022年7月版

これからの 経営者のリスクに対応した 日本初の保険が誕生

マネジメントガード（会社役員賠償責任補償特約）は、傷害保険の特約として、特定の役員1名を被保険者とした役員に対する法律上の損害賠償責任を保障する保険として、日本で初めてとなります。（2021年3月現在、AIG損保調べ）



日々、重責を担う経営者の皆さまへ

会社法改正、コーポレートガバナンス強化の流れなど
皆さまを取り巻く環境は大きく変化し、経営者の責任は、
ますます大きなものとなっています。責任の拡大とともに、
経営者個人の賠償リスクも高まっています。

「マネジメントガード」は、経営者しか加入できない保険です。

また、経営者が万一事故に遭ってケガをしても…
法人の役員としての業務には、原則として健康保険の給付はありません。
労災保険の「特別加入」制度でも、給付には一定の制限があります。

「経営者大型総合保障制度」は経営者のために開発された保険。

経営者や役員の業務災害にも備えることができます。

INDEX

経営者の保障準備に 「経営者大型総合保障制度」をおすすめする理由 ……	P 3
中小企業とともに歩んできた50年の歴史 ……	P 4
経営者の賠償リスクに備える<マネジメントガード> ……	P 5
経営者のリスク<事業継続・事業承継> ……	P 7
経営者のリスク<業務中のケガなど> ……	P 9
総合型Vプレミアムのしくみ ……	P 11
付帯サービスのご案内 ……	P 13

経営者の保障準備に 「経営者大型総合保障制度」をおすすめする理由

Point 1 24時間の病気・ケガに対応できます。

事故による入院や通院時の治療費の実費等を保障し、労災時の保障として活用できます。

Point 2 一定の保険料で最長100才までの長期保障もできます。

ベーシック傷害保険の保険期間は1年で、セットする生命保険の満期まで自動更新となります。

Point 3 ベーシック傷害保険の保険料は、全額損金処理が可能です。

法人が支払った保険料は、一定条件のもと全額損金算入することができます。[法人税基本通達9-3-5による]*

Point 4 経営者の重責に見合った保障が受けられます。

後遺障害に対する保障など、生命保険だけでは準備できない幅広い保障をオーダーメイドで設定できます。

また、マネジメントガード(会社役員賠償責任補償特約)で、役員個人が取引先などから訴えられた場合にも対応できます。

Point 5 万一の場合、残された遺族に対して

死亡保険金

企業から死亡退職金・弔慰金を支払うことで、遺族の生活資金や相続税の納税資金に充てることができます。
相続人に支給された死亡退職金は、みなし相続財産となり「500万円×法定相続人数」までは、非課税です。
また、業務上の死亡に該当する場合の弔慰金は、月額報酬の36か月分に相当する金額まで相続税が非課税です。
[相続税法基本通達3-20による]*

会社役員賠償責任保障

被保険者である役員が死亡した場合、賠償責任が遺族に相続されますが、相続人を役員と同一の被保険者(保障の対象となる方)とみなして、この保障で対応が可能です^(注)。
(注) 所定の要件を満たすことを条件に、被保険者が役員を退任した日から3年を経過した日までの間に、日本国内で損害賠償請求された場合も保険金をお支払いします。



*記載の税務取扱は2022年7月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

50
年の歴史

中小企業とともに歩んできた

経営者大型総合保障制度には、経営者のための保険として50年の歴史があります。

[経営者大型総合保障制度のあゆみ（損害保険部分の主な変遷）]

1971年
誕生

大同生命とAIU（現AIG損保）により経営者大型総合保障制度を創設

当時、破格の保険金「1億円」の設定が可能でした。
ケガによる治療費の保障や地震によるケガなど現在に引き継がれる保障がスタートしました。

2001年

疾病治療のための費用、事業主費用を追加

疾病治療費用：差額ベッド代や先進医療費用を保障
事業承継相談費用：死亡時の事業承継の相談費用を保障

2011年

入院日数の短期化への対応と熱中症保障の追加

疾病入院医療費用：疾病入院時の健康保険の一部負担金などを保障
職種による保険料区分を廃止し、熱中症の保障を基本保障に追加しました。

2021年
発展

総合型Vプレミアムを新設

誕生から50年となる節目の年に、経営者を取り巻く環境の変化に合わせて、大きく進化しました。
会社役員賠償責任保障「マネジメントガード」：役員個人の賠償リスクに対応
事業継続・事業承継相談費用保障：認知症、人格権侵害など、時代のニーズに合わせた保障を追加
特定感染症による後遺障がい・入院・通院の保障を基本保障に追加しました。

おすすめするのには“理由”があります。

これまで —

「経営者」の疾病、ケガのリスクを保障することにより、50年にわたって企業防衛にお役立ていただけてきました。

これから —

「企業経営」に由来するリスクを保障することにより「経営者」の皆さまに必要とされる、時代に合わせたリスクソリューションをご提供します。

長い歴史に基づいた基本の保障、時代に合わせた新しい保障、いずれも「経営者」の皆さまに必要な保障をご提供できること…これが、おすすめする“理由”です。

経営者の賠償リスクに備える<マネジメントガード>

1

役員責任に備えて

会社法改正、コーポレートガバナンス強化の流れで企業経営者の責任は、ますます大きくなっています。また、役員個人に対する賠償責任は、民法の規定によりその相続人にも及ぶことから、役員個人としての賠償リスクへの備えが重要になります。

2

中小企業でもパワーハラ対策が義務化

改正労働施策総合推進法により、2022年4月から中小企業においても、パワーハラスメント防止対策が義務化され、事業主には以下の対策を講じることが求められます。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるパワーハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応
- ④併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

3

争訟費用（弁護士費用）は、役員個人の負担

役員個人に対する責任追及が行われた場合、会社と利益相反の関係になることもあり、依頼した弁護士に対する報酬（弁護士費用）は、役員自身が負担するのが原則です。また、役員が完全勝訴した場合でも、弁護士費用は役員自身が負担する必要があります。

参考

役員が2,000万円の損害賠償を請求され、完全勝訴した場合の弁護士費用の例
(旧日弁連弁護士報酬基準による場合 / 税別)

着手金 109万円

報酬金 218万円

合計 327万円

※弁護士費用には時間制報酬基準が採用されることもあります。

4

役員個人に対する損害賠償請求は相続の対象

役員は長期間にわたって役員責任を追及されるおそれがありますが、そこで問題になるのが相続です。過去には、被相続人である役員の在任中の行為を原因として、役員の配偶者や子供など相続人が役員責任を問われた事例があります。



事故事例

[役員相続人が役員責任を問われた事例]

業種 製造業

原告 従業員

飲料品製造会社A社は、食中毒事故を発生させたことで信用が失墜したため、製造部門の一部を閉鎖せざるをえなくなり従業員を解雇した。

解雇された従業員から、事故を防止するための社内体制を構築する義務に違反したとして代表取締役が損害賠償を求める訴訟を提起された。

代表取締役は係争中に死亡し、代表取締役の相続人が裁判を引き継いだ。

役員責任とは何か？

会社法には、役員個人が会社自体に対して損害賠償責任を負うこと、または、顧客や取引先などの第三者に対して損害賠償責任を負うことがルール化されています。

まず、会社法423条には、「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」といいます。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定められています。

次に、会社法429条には、「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」と定められています。

これらの規定は、本来、株式会社では、経営者である役員と分離された法人格である株式会社のみが責任を負担することが原則ですが、その例外として、役員個人が責任を負担する場面があることを定めている規定です。

役員らが責任を負う場面というのは、役員が「その任務を怠ったとき」や「職務を行うについて悪意や重大な過失があったとき」になります。役員の任務や職務とは、会社を適法に運営することを含んでいますが、ここでは、役員が負担している任務の内容を少し具体的にしておいた方が分かりやすいでしょう。

役員の任務は、大きく分類すると、次のような内容があるといえます。

- ①法令を遵守すること（法令順守義務）
- ②注意深く業務執行を決定すること（経営判断原則）
- ③他の取締役の違法な行為を見逃さないこと（監視義務）
- ④業務の適性を確保する体制を整備すること（内部統制の構築義務）
- ⑤会社の利益を犠牲にして自己の利益を図らないこと（競業禁止義務及び利益相反の禁止）

※AIG損保「中小企業にとっての役員責任とD&O保険」（執筆：弁護士法人ALG&Associates）

【パワーハラスメントの事例】

損害賠償金額 80万円 原告 従業員

B社の役員は、社内で行った不正行為があったとの通報を受け、不正を行った従業員に事情聴取した際、通報者名を開示してしまった。その結果、当該従業員が通報者にパワハラ・嫌がらせを始めた。

B社と役員は、内部通報に対して適切な対応を取らなかったため、精神的苦痛を受けたとして、名誉棄損を理由に通報者から損害賠償を求める訴訟を提起された。

【役員責任に関するその他の事例】

業種 建設業 原告 顧客

新規事業として電力販売事業を立ち上げたC社が、想定した電力量を顧客に供給できなかったため、余計に発生した調達コストや逸失利益などの損害を被ったとして、顧客からC社と代表取締役が損害賠償を求める訴訟を提起された。

業種 製造業 原告 取引先

新規事業を計画していたE社が、計画を途中で取りやめたところ、取引先は既に新規事業に関わる設備投資をしていたため、取引先から新規事業の担当取締役が損害賠償を請求された。

業種 卸売業 原告 転職前の会社

D社に転職した従業員が転職前の会社の顧客に契約を切り替えるように働きかけていることが発覚し、契約を切り替えられたことによる逸失利益などについて、転職前の会社からD社の代表取締役が損害賠償を求める訴訟を提起された。

業種 サービス 原告 従業員

映画関連会社F社の代表取締役から度重なる叱責などパワハラを受け精神的苦痛を被ったとして、F社および代表取締役が元従業員5名から慰謝料など損害賠償を求める訴訟を提起された。

※これらの事故事例は実際に起きた訴訟などを参考に作成した想定事故事例です。なお、保険金のお支払いについては、損害賠償責任の有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無等にもとづいて個別に判断します。

築き上げた信用や実績、ノウハウ、人材などを後継者に託したい。

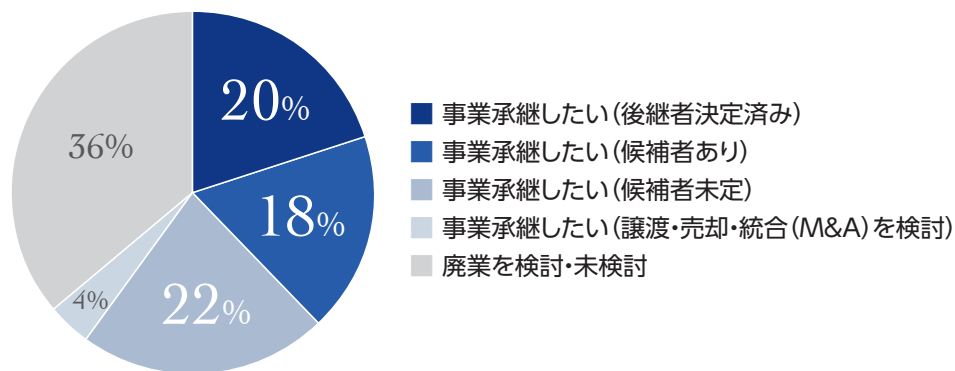
全国の中小企業の経営者を対象に大同生命が実施した調査*では、全体の64%が「事業承継したい」と回答しています。

「事業承継したい」と回答した方の理由としては「従業員の雇用を守りたい」が61%と最も多く、

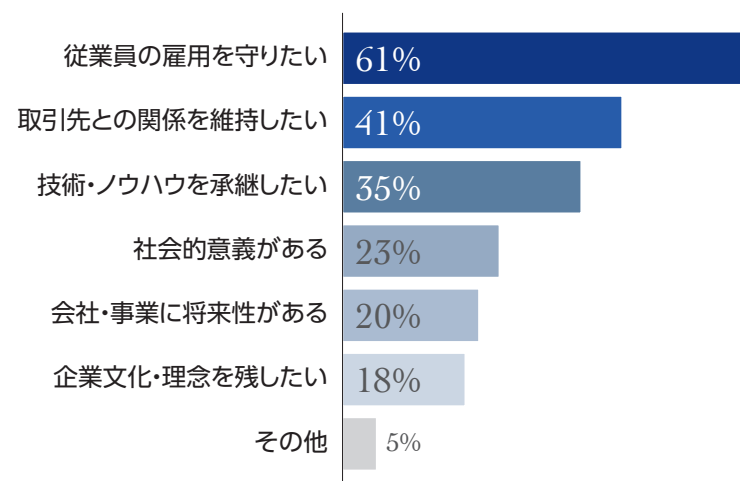
次いで「取引先との関係を維持したい」、「技術・ノウハウを承継したい」となっています。

また、「事業承継したい」と回答した方の事業承継にあたっての課題としては、28%が「後継者の選定・確保」と回答しています。

事業承継の意向*



事業承継したい理由(複数回答)*



*中小企業経営者アンケート「大同生命サーベイ」2021年8月度調査 有効回答数:7,928社

■同調査では、事業承継をしたい理由として、自由回答で下記のような経営者の声が寄せられています。

- ・自身が創業した会社であり思い入れがあるため、承継させたい。(南関東/卸・小売業)
- ・創業者の想い、これまでの事業継続してきた全ての人々の努力を残すため。(南関東/卸・小売業)
- ・地域伝統の生産品なので、ノウハウや継続性を守り伝えることが大切。(北関東/製造業)
- ・技術を承継したいし、従業員や取引先も守りたい。社会的意義を感じているため、適任者がいれば事業承継したい。(関西/その他)

経営者が突然のケガや病気で、 経営を続けられなくなったとき、事業はどうしますか？

事業継続・事業承継相談費用補償特約

■経営者（被保険者）の不測の事態による事業承継の検討や、被保険者が特定感染症を発病した場合や人格権侵害を受けた場合の危機管理対応などについて、契約者が負担した専門家への相談費用などを保障します。

想定事例

経営者が認知症の発症により、
やむなく経営から離れてしまう不測の事態。

金属加工会社の経営者が認知症と診断確定された。
後継者が不在のため、事業の外部への売却等を検討することとし、事業承継・引継ぎ支援センターから紹介されたM&Aのコンサルティング会社に着手金を支払った。

被保険者が死亡もしくは所定の高度障がい状態になった場合、1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合、または軽度認知障がいもしくは認知症と初めて医師に診断確定された場合に、契約者が負担した事業継続・事業承継のためのコンサルティング費用^(注1)を保障します。

(注1) コンサルティング費用は弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士等への相談料、事業承継・引継ぎ支援センターから紹介されたM&Aのコンサルティング会社等への着手金・報酬金などをいいます。

■事業継続・事業承継相談費用保障では、上記のほかに契約者が負担した、経営者（被保険者）が特定感染症^(注2)を発病した場合の危機管理費用および消毒・検査費用ならびに人格権侵害を受けた場合の危機管理費用および警備費用を保障します。

(注2) 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）および指定感染症^(注3)をいいます。

(注3) 政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限りま。

想定事例

経営者が特定感染症を発病し、事業の継続に障害が発生。

食品加工会社の経営者が特定感染症に感染した。
社内の部署・工場について消毒作業を行い、経営者と接触のあった従業員にPCR検査を実施した。また外部のコンサルティング会社に相談のうえ、ホームページ上で告知を行うとともに、取引先や顧客に書面を送付した。

【特定感染症の保障】

被保険者の入院または通院については、特定感染症危険「後遺障がい保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約により、傷害入院保障、傷害通院保障の保険金がお支払いの対象となります。

1

経営者や役員は、労働法規による法的保護が少ないのが現状です。

労災保険は「労働者」の業務上の傷病等を保障する制度です。

業務中のケガによる万一の場合、経済的な損失をカバーして企業を存続させていくために、自己防衛が必要です。

※労災保険は常時雇用の従業員数が一定以下である等(業種によって異なります。)、所定の条件を満たせば、特別加入できます。

【経営者と従業員の保障比較】

	社会保障制度				
	労災保険	雇用保険	健康保険	介護保険	厚生年金
経営者	▲	×	○	○	○
従業員	○	○	○	○	○

○：適用されます ▲：一部適用されます ×：適用されません

特別加入の注意点

業務内容・労働時間など、給付上、一定の制限があるので注意が必要です。

特別加入者の 保険給付範囲

【原則】

- ①特別加入申請書に記載(届出)を行なった業務又は作業
- ②所定労働時間内における業務

【例外】

- ①所定労働時間外に社員と一緒にに行っている場合
- ②就業時間に接続して行われる準備、後始末作業を一人で行う場合など

給付されない 主な事例

- 接待で釣りに行っていたとき
- 所定労働時間外に経営者(役員)のみで業務をしていたとき
- 所定労働時間内に経営者会議に参加していたとき

※上記は一般的な事例を表示しています。実際には個々のケースに応じて、労働基準監督署が労災認定を行います。

2

協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)の「健康保険」は、業務災害では使えません。

健康保険法(第1条)に、「業務災害以外の事由による私傷病等について保険給付をする」と規定されています。

※被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、従業員が従事する業務と同一と認められる時は支給されます。

※国民健康保険では業務災害による傷病についても支給されます。

経営者の業務中のケガは自由診療

経営者が業務中にケガをした場合、労災保険は原則として適用されず、健康保険も使用できないため、医療費は自由診療(全額自己負担)となります。

自由診療の場合の 医療費例

被災者	事故状況	入院期間	手術	医療費
男性66歳	荷物を運ぶ際、つまずいて転倒してしまい、大腿骨を骨折した。	約7週間	あり	約 246万円
男性31歳	運転中の機械に誤って触れて人差し指を挟み、皮膚を欠損した。	約3週間	あり	約 189万円

※自由診療の医療費は、医療の種類、医療機関により異なります。

3

地震や津波によるケガも保障対象

ベーシック傷害保険(地震・噴火・津波危険補償特約)は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガにも対応しています。世界有数の地震国である日本では、地震災害に対する備えが必要です。

事故事例

【高次脳機能障がい例】

地震の揺れで、キャビネットが倒れ、下敷きとなり、頭部を強打。神経系統の機能または精神に著しい障害が残し、終身にわたり業務に従事することができなくなった。

【足首の捻挫例】

歩行中、地震の揺れで足首を捻挫して、通院治療することになった。



総合型Vプレミアムのしくみ

「経営者大型総合保障制度 企業保障プラン 総合型Vプレミアム」は、AIG損保のベーシック傷害保険と大同生命の生命保険をセットしたプランです。企業の成長段階やニーズに合わせて、保険期間や保障をオーダーメイドできます。

【保険期間】

セットする生命保険には、「Rタイプ」と「Lタイプα」があり、「Rタイプ」の保険期間は5年または10年、「Lタイプα」では60～100歳までとなっており、お客さまのニーズに合わせて設定できます。

ベーシック傷害保険の保険期間は1年で、セットする生命保険の満期まで自動更新となります。

(疾病入院療養一時金保障および疾病入院医療費用保障については、更新時に被保険者の年齢が満75歳以上の場合、更新されません。)



【ベーシック傷害保険の保障】

ベーシック傷害保険の基本となる保障およびご要望により付加できる保障は次のとおりです。

基本となる保障	ご要望により付加できる保障	
■ 傷害死亡保障 ■ 傷害後遺障がい保障	■ 傷害入院保障 ■ 傷害手術保障 ■ 傷害通院保障 ■ 傷害医療費用保障 ■ 傷害休業保障	■ 疾病入院療養一時金保障 ■ 疾病入院医療費用保障
自動的に付加される保障		
■ 地震・噴火・津波危険に関する保障 ■ 細菌性食中毒等に関する保障 ■ 熱中症危険に関する保障 ■ 特定感染症危険に関する保障	■ 事業継続・事業承継相談費用保障 ■ 会社役員賠償責任保障	

【生命保険とのセット商品としての特長】

企業保障プラン 総合型Vプレミアム Rタイプ

AIG損保のベーシック傷害保険
+
大同生命の無配当年満期定期保険
(無解約払戻金型)

解約払戻金・満期保険金・配当金のない、保障のみを目的としたシンプルなプランです。

創業から間もない企業や、借入金対策をお考えの企業など、保険料負担を抑えつつ、必要な保障をしっかりと確保したい経営者の方におすすめします。事業の発展や経済情勢に合わせて保障の見直しが可能です。

【しくみ図】 記載の図はイメージであり、実際の金額・期間とは異なります。

総合型V
Rタイプ

AIG損保のベーシック傷害保険
(毎年自動更新)

傷害死亡・傷害後遺障がい保険金 1億円

更新

大同生命の無配当年満期定期保険
(無解約払戻金型)

死亡・高度障がい保険金 1億円

更新

企業保障プラン 総合型Vプレミアム Lタイプα

AIG損保のベーシック傷害保険
+
大同生命の無配当歳満期定期保険
(解約払戻金抑制割合指定型)

セットする生命保険において解約払戻金抑制割合を指定し、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計できるプランです。

保険料負担を一定に保ちながら、経営者の引退予定年齢に合わせて、退職金の原資を計画的に準備できます。

解約払戻金のあるプランの場合、経営状況が変化した場合の経営安定資金や勇退時の原資を準備できます。また、解約払戻金をゼロに設定し、保険料を抑えて長期にわたる保障を確保することも可能です。(ベーシック傷害保険には、解約返戻金はありません。)

【しくみ図】 記載の図はイメージであり、実際の金額・期間とは異なります。

総合型V
Lタイプα

AIG損保のベーシック傷害保険
(毎年自動更新)

傷害死亡・傷害後遺障がい保険金 1億円

大同生命の無配当歳満期定期保険
(解約払戻金抑制割合指定型)

死亡・高度障がい保険金 1億円

解約払戻金

契約変換(スイッチ)に ついて

契約後、お客さまのご要望により、セットする生命保険について、RタイプからLタイプα、LタイプαからRタイプへ、契約を変換することができます。

セットする生命保険を契約変換する場合、損害保険は一旦解約となりますが、無告知で新たにベーシック傷害保険に加入することができます。(なお、契約変換できない場合もありますので、ご注意ください。)

付帯サービスのご案内

ご契約者サービスで、大きな安心をお届けいたします。

ドクターオブドクターズネットワーク **無料**



セカンドオピニオンをはじめ各分野の専門医のネットワークにより、被保険者の健康ライフを支援します。

セカンドオピニオン サービス

受診手配・紹介 サービス

健康ダイヤル24

(契約者・被保険者および
その同居のご家族が対象)

※本サービスは、大同生命保険株式会社およびAIG損害保険株式会社との提携により、ティーパック株式会社が提供いたします。
※今後予告なく変更または中止する場合があります。

さらに、会社役員賠償責任補償特約を付加されている被保険者には…

経営者のためのハラスメントホットラインサービス **無料**

ハラスメント対応・従業員の問題行動への対応など労務全般に関するご相談に、臨床心理士や社会保険労務士などが問題解決のためのアドバイスを電話で行います。



こんなお悩みに対応いたします

- パワハラが疑われる部署があるがどう対応すればよいか?
- セクハラを受けたとの申立てが従業員からあったが、どうしたらよいか?
- パワハラについて、再三注意したが、直らない。どのように対応したらよいか?
- パワハラ防止法に関する内容を就業規則に記載するにあたり、アドバイスが欲しい。

など

ご存じですか?

2022年4月から中小企業においても、パワーハラスメント防止対策が義務化されました。
ハラスメント対応や労務トラブルは、問題が深刻化する前に、対策を打つことが重要です。

※本サービスは、AIG損害保険株式会社がティーパック株式会社に委託して提供いたします。
※今後予告なく変更または中止する場合があります。
※本サービスは、ベーシック傷害保険に会社役員賠償責任補償特約を付加している場合にご利用いただけます。
※ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。

【ご注意事項】

ベーシック傷害保険について (AIG損保)

- ベーシック傷害保険は保険期間が1年で、原則として生命保険の保険期間満了まで毎年自動更新します。ただし保険金請求状況によっては契約の更新をお断りしたり、引受条件を見直しさせていただくことがあります。
- 保険期間の満了・解約などにより生命保険が終了(消滅)した場合には、原則、損害保険も終了します。
- この保険には満期返戻金・配当金はありませんが、解約返還保険料は条件により異なります。
- 事業継続・事業承継相談費用補償特約および会社役員賠償責任補償特約は、被保険者が契約者(会社)^(注1)の取締役、監査役など会社法上の役員である場合に付加できます。
(注1)会社法上の会社：株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社のみが対象となります。
- 会社役員賠償責任補償特約
 - ・保障の対象となる被保険者は役員個人であり、会社は保障の対象となりません。
 - ・株主代表訴訟による損害賠償請求は、勝訴時の争訟費用を含めて保険金お支払いの対象となりません。
 - ・「身体の障がい」(傷害、疾病など)または「財物の損壊」(財物の滅失、毀損、汚損、紛失または盗難)に対する損害賠償請求は保険金お支払いの対象となりません。
 - ・本特約を付加している場合で、被保険者が取締役、監査役など会社法上の役員を退任される場合、本特約を解約する必要があります。
 - ・2021年3月から施行された改正会社法により、会社役員賠償責任補償特約の加入に関して、取締役会(取締役会を設置していない会社は株主総会)の決議が求められるようになりました。

※被保険者とは保険の対象となる方をいいます

※保険期間とは保険の契約期間をいいます

無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)について (大同生命)

- この保険には解約払戻金、満期保険金、配当金はありません。また、他の保険とは異なり、現金貸付(契約者貸付)や済済保険への変更はできません。
- この保険は、保険期間満了の2週間前までに特にお申し出のない限り、自動的に更新されます。その場合、更新後の保険期間は、更新前と同一とします。ただし、「保険期間満了日の翌日における年齢」が80歳を超える場合には、80歳となるように保険期間を1年単位で短縮して更新します。
※更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率で計算され、更新前に比べ通常高くなります。
※「保険料の変更」または「特定障がいの不担保」の契約条件が付加されている場合は、更新できません。

無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)について (大同生命)

- この保険には満期保険金、配当金はありません。
- この商品の解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間増加したのち、保険期間満了が近づくとつれ減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。
- 解約払戻金は、解約払戻金抑制割合^(注2)を指定することで抑制され、100%に設定した場合、解約払戻金はゼロとなります。また、解約払戻金抑制割合は保険期間中に変更することはできません。
(注2)解約払戻金抑制割合とは、解約払戻金を抑制する割合のことをいい、0~100%の間で設定できます。(契約年齢・保険期間により一部指定できる割合の範囲が異なります。)

生命保険募集人・損害保険募集人について

このプランの取扱者は大同生命の生命保険募集人であり、AIG損保の損害保険募集人でもあります。

●生命保険募集人

大同生命の生命保険募集人は、お客さまと大同生命の生命保険契約締結の媒介を行う者で、生命保険契約締結の代理権はありません。したがって、生命保険契約はお客さまからの生命保険契約の申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。

●損害保険募集人

AIG損保の損害保険募集人はAIG損保の損害保険契約締結の代理権および告知の受領権を有しています。

※なお、このプランは、生命保険契約と損害保険契約のいずれもが成立した場合にはじめて有効となります。

◎このプランは、法人会または納税協会に属する会員のみ加入いただけます。

また、会員が法人会または納税協会を退会した場合は、次のとおりとなりますので、あらかじめご了承ください。

- ・生命保険契約[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]および[無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)]は継続しますが、以後の保険料が引上げられることがあります。
- ・損害保険契約(ベーシック傷害保険)は解約いただくこととなるか、継続できる場合でも、以後の保険料が引上げられることや保障内容の変更が必要になることがあります。

◎この資料は、2022年7月現在の商品内容・社会保障制度・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

また、不明な点などございましたら引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

引受保険会社



AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号

TEL 03-6848-8500

AIG損保ホームページ <https://www.aig.co.jp/sonpo>



大同生命保険株式会社

本社 (大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号

(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

TEL 0120-789-501 (通話料無料)

大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>

お問い合わせ・お申し込みは